

国官参建第27号
令和7年6月30日

建設業者団体の長 あて

(公共事業労務費調査連絡協議会事務局)
国土交通省大臣官房参事官(建設人材・資材)
(公 印 省 略)

公共事業労務費調査(令和7年10月調査)の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。また、令和5年度からより効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用しているところです。なお、今年度も昨年度同様、オンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式いたします。貴職におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定や、有資格者に見合った単価設定につながるよう調査の精度、透明性の向上に配慮し、別添の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。加えて、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくをお願いいたします。

<建設業者団体の長 殿>

全国管工事業協同組合連合会会長 殿
(一社) 日本空調衛生工事業協会会長 殿
(一社) 日本塗装工業会会長 殿
(一社) 全国建設業協会会長 殿
(一社) 日本左官業組合連合会会長 殿
(一社) 日本サッシ協会会長 殿
(一社) 日本電設工業協会会長 殿
(一社) 日本道路建設業協会会長 殿
(一社) 日本埋立浚渫協会会長 殿
(一社) 鉄骨建設業協会会長 殿
(一社) 全国中小建設業協会会長 殿
(一社) 建設産業専門団体連合会会長 殿
(一社) 日本橋梁建設協会会長 殿
(公社) 全国鉄筋工事業協会会長 殿
(一社) 日本鳶工業連合会会長 殿
日本室内装飾事業協同組合連合会会長 殿
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会会長 殿
(一社) 全国クレーン建設業協会会長 殿
(一社) 日本造園建設業協会会長 殿
(一社) 日本機械土工協会会長 殿
(一社) 全国建設室内工事業協会会長 殿
(一社) 建築開口部協会会長 殿
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会会長 殿
(一社) 日本保温保冷工業協会会長 殿
(一社) 全国基礎工事業団体連合会会長 殿
全国建設業協同組合連合会会長 殿
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会会長 殿
(一社) 日本海上起重技術協会会長 殿
(一社) 日本造園組合連合会会長 殿
(一社) 日本建設業経営協会会長 殿
全国浚渫業協会会長 殿
(一社) 土地改良建設協会会長 殿
(一社) 全国防水工事業協会会長 殿
(一社) 日本基礎建設協会会長 殿
(一社) 全日本瓦工事業連盟理事長 殿
(一社) 日本型枠工事業協会会長 殿
(一社) 全国ダクト工業団体連合会会長 殿
日本外壁仕上業協同組合連合会会長 殿
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会会長 殿
(一社) 全国タイル業協会会長 殿
(一社) 日本計装工業会会長 殿
(一社) 全国道路標識・標示業協会会長 殿
(一社) 全国建設産業団体連合会会長 殿
(一社) 日本建築板金協会会長 殿
消防施設工事協会会長 殿
全国圧接業協同組合連合会会長 殿
全国マスチック事業協同組合連合会会長 殿
全国ポンプ・圧送船協会会長 殿
全国板硝子工事協同組合連合会会長 殿
日本建設インテリア事業協同組合連合会会長 殿
(一社) 日本ウレタン断熱協会会長 殿
(一社) 日本配管工事業団体連合会会長 殿
(一社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿
(一社) 日本アンカー協会会長 殿
(一社) 日本潜水協会会長 殿
ダイヤモンド工事業協同組合理事長 殿
(一社) 日本建設業連合会会長 殿
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会会長 殿
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会会長 殿
(一社) 日本建設あと施工アンカー協会 殿
(一社) 全国警備業協会会長 殿
日本圧気技術協会会長 殿
日本港湾空港建設協会連合会会長 殿
(一社) 全国鐵構工業協会会長 殿

公共事業労務費調査（令和 7 年 1 0 月調査）における重要事項

1. 今年度調査の調査方法について

今年度も昨年度に引き続き、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、オンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

2. 今年度調査における変更点

○複数職種の兼務状況に関する調査

複数職種の兼務状況の記入欄について、昨年度までは過去 3 年間に兼務した職種を最大 5 職種まで記入となっていたところ、最大 3 職種まで記入に変更し、実態をより詳細に把握する観点から、従事日数の記入欄を追加し、対象期間を調査対象月のみとします。

3. 棄却率の改善

令和 6 年度公共事業労務費調査では、約 2 割の標本が棄却されているため、調査対象となった元請及び下請企業（一人親方含む。）は、次の書類を審査で提示できるよう整理をお願いします。

- ① 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認できる書類（就業規則等）
- ② 調査票への記入事項の根拠となる書類（賃金台帳及び出勤簿等）
- ③ いわゆる一人親方の場合、賃金と経費の分離を確認できる資料

【参考】主な棄却理由（令和 6 年度公共事業労務費調査結果）

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ・ 所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることを確認ができない | ・・・約 10 千人(12%) |
| ・ 調査票への記入事項の根拠となる資料（賃金台帳等）がない | ・・・約 7 千人(7%) |
| ・ 一人親方の調査票等の記入事項の根拠となる諸資料の提出がない | ・・・約 0.3 千人(2%) |

4. 賃金水準の正確な把握の徹底

本調査では原則として、現場で働く技能労働者全てが調査対象となります。そのため、いわゆる一人親方として働く方々についても、必ず調査票を作成のうえ、必要資料を準備するよう、あらためて周知徹底をお願いします。また、賃金台帳に記載されていない退職金等、不定期の賃金についても遺漏のないよう正確に記入いただくよう周知徹底をお願いします。さらに、技能労働者の資格に応じた処遇の実態把握のため、資格証等の提出や、資格手当及び補足調査における資格の取得状況の記入を確実に実施いただくよう周知徹底をお願いします。

5. 調査対象となる労働者について

調査対象労働者は以下のとおりです。

- ① 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事した労働者（下請企業が雇用した労働者も含みます。）のうち、調査対象職種（51 職種）に該当する労働者（10月の賃金を調査します。）
 - ② 10月の調査対象期間中に調査対象工事に従事せず、9月の調査対象期間中に調査対象工事に従事し、かつ表「職種一覧」のうち、*印の38 職種に該当する労働者（9月の賃金を調査します。）
- ※ 38 職種については従前よりサンプル数が少ないため、9月も調査対象期間としています。

－ 調査対象労働者と調査対象月 －

調査対象工事に従事した期間の別	調査対象労働者	調査対象月
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	51職種に該当する労働者	10月 ※従来から実施
	38職種に該当する労働者	9月 ※H22年度から実施

－ 職種一覧 －

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
01	特殊作業員	18	* さく岩工	35	* 左官
02	普通作業員	19	* トンネル特殊工	36	配管工
03	軽作業員	20	* トンネル作業員	37	* はつり工
04	* 造園工	21	* トンネル世話役	38	* 防水工
05	* 法面工	22	* 橋りょう特殊工	39	* 板金工
06	とび工	23	* 橋りょう塗装工	40	* タイル工
07	* 石工	24	* 橋りょう世話役	41	* サッシ工
08	* ブロック工	25	土木一般世話役	42	* 屋根ふき工
09	電工	26	* 高級船員	43	* 内装工
10	鉄筋工	27	* 普通船員	44	* ガラス工
11	* 鉄骨工	28	* 潜水士	45	* 建具工
12	* 塗装工	29	* 潜水連絡員	46	* ダクト工
13	* 溶接工	30	* 潜水送気員	47	* 保温工
14	運転手（特殊）	31	* 山林砂防工	48	* 建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	* 軌道工	49	* 設備機械工
16	* 潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導警備員 A
17	* 潜かん世話役	34	* 大工	51	交通誘導警備員 B

※ *は38 職種を示す

※見習・手元等の労働者については、原則として調査対象外となります。各職種の作業の補助的業務を主に実施した場合には、技能の程度、作業内容に応じて「普通作業員」「軽作業員」「トンネル作業員」に分類してください。

※老齢厚生年金（在職老齢年金）及び高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金）の受給に伴い、時給、日給又は月給を減額し、日当たり賃金を調整している労働者についても調査対象外とします。ただし、上記の老齢厚生年金等の受給に伴い、労働時間数又は労働日数を減らすことで賃金月額を調整し、日当たり賃金を調整していない労働者については、従来どおり調査対象になることに留意願います。

6. 標本の適切な分類について

本調査では、一部の職種を除き、「相当程度の技能」等を有する建設労働者を対象としていますので、調査対象となった元請及び下請け企業は、個々の労働者の技能等を十分に確認し、職種の分類を行っていただいております。「相当程度の技能」を有しない「作業員」を「世話役」、「一般技能労働者」相当として扱うことで、「世話役」、「一般技能労働者」相当の職種の単価が下がることが懸念され、また、「作業員」についても、「普通作業員」と「軽作業員」を正確に区別することで、各職種の賃金支払い実態を反映させた単価設定を行うことが必要です。そのため、資格の有無や審査での聞き取りを通じて、従来にも増して職種の区分を厳格に確認しますので、ご協力をお願いします。

【参考】技能、免許等が必要と定義されている職種

(1) 「相当程度の技能」が必要と定義されている職種

特殊作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、潜かん工、さく岩工、トンネル特殊工、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工

(2) 「相当程度の技術」が必要と定義されている職種

潜かん世話役、トンネル世話役、橋りょう世話役、土木一般世話役

(3) 「免許等」が必要と定義されている職種

電工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜水土、交通誘導警備員 A

(4) 「普通の技能」が必要と定義されている職種

普通作業員、トンネル作業員

7. 公共事業労務費調査の協力義務について

公共事業労務費調査の対象工事となった場合、発注者と元請企業との契約事項に調査の協力義務を負う旨を記載しておりますので協力をお願いします。

元請企業との契約事項には、下請契約を締結する場合に、一次下請企業のみでなく、二次以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定めることとしています。元請企業は、一次下請企業との契約事項に「一次下請企業が調査の協力義務を負う旨」、「二次下請以降の下請企業も調査の協力義務を負う旨を定める旨」を記載してください。

公共事業労務費調査の対象企業となった方々への留意事項

1. 調査対象企業の方々が、調査の趣旨・内容を正しく理解し、かつ必要な書類を確実に作成してくださるよう、以下の点に留意願います。

(調査の目的)

本調査は、公共工事の工事費の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の設定の基礎資料を得るための調査です。

(調査方法について)

- ・今年度も昨年度に引き続き、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を実施します。なお、昨年度の調査実施状況を踏まえ、今年度もオンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

(元請企業から下請企業への連絡・周知について)

- ・調査対象工事の元請企業は調査対象となる下請企業への早期連絡をお願いいたします。また、オンライン調査の対象工事の元請企業についてもその旨を下請企業に早期に連絡いただくよう、お願いいたします。
- ・元請企業は下請企業に対して調査の手引きの配布又はインターネットを通じた入手方法の周知をお願いいたします。

(調査票等の作成・提出について)

- ・個人情報保護法が施行されており、調査対象工事の発注機関についても個人情報の取り扱いには留意しますが、調査対象者についても適切な対応をお願いいたします。
- ・以下の内容が満たされていない場合に、棄却されるおそれがあるため、調査対象者は、提出する資料について、あらかじめ以下の点についてご確認をお願いいたします。
 - ア 就業規則等に定める所定労働時間は、法定の週 40 時間以内となっているか。
 - イ 調査票への記入事項の根拠となる資料があるか。

(説明会について)

例年、実施している調査対象者向け説明会を開催するか否かについては各地方連絡協議会で判断いたします。また、代替となる説明資料（オンライン調査に係る資料を含む。）を、9 月中を目途にウェブサイトに掲載しますので、元請企業は下請企業に対して情報提供をお願いいたします。また、各企業においては事前に資料を確認し、調査の趣旨・内容等を正確に理解して調査にご協力いただくようお願いいたします。

2. 調査結果が正確に実態を反映したものとなるよう、調査対象者個々の作業内容及び調査票記入金額の根拠（賃金の決定方法等）についてヒアリングさせていただきますので、調査対象者は調査員に対して正確に実態を伝えていただくようご協力をお願いいたします。

(参考)

過去国会において、虚偽の賃金台帳作成の指示等について指摘がなされ、事実関係を調査の上、こうした不誠実な行為を行った業者に対し行政指導（勧告）、処分（指名停止）を実施した経緯があります。

公共工事設計労務単価の概要

参考資料1

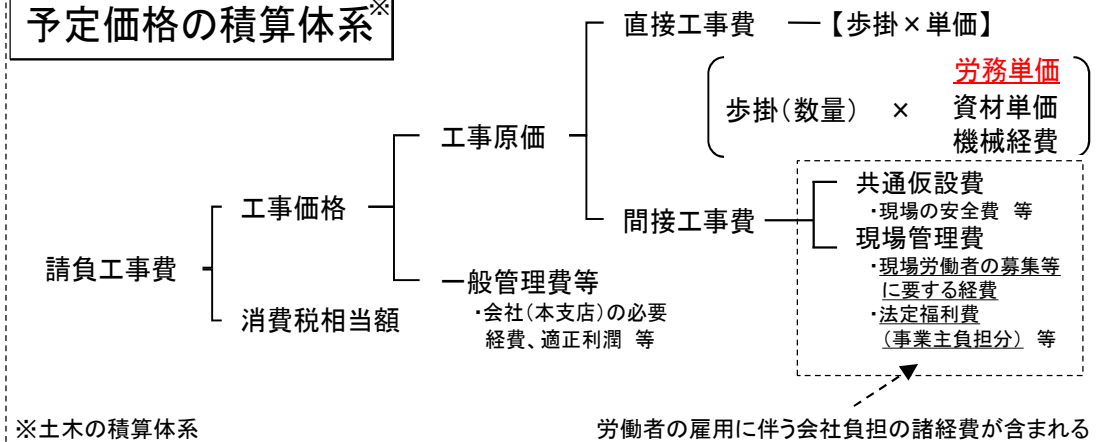
公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

○留意事項:

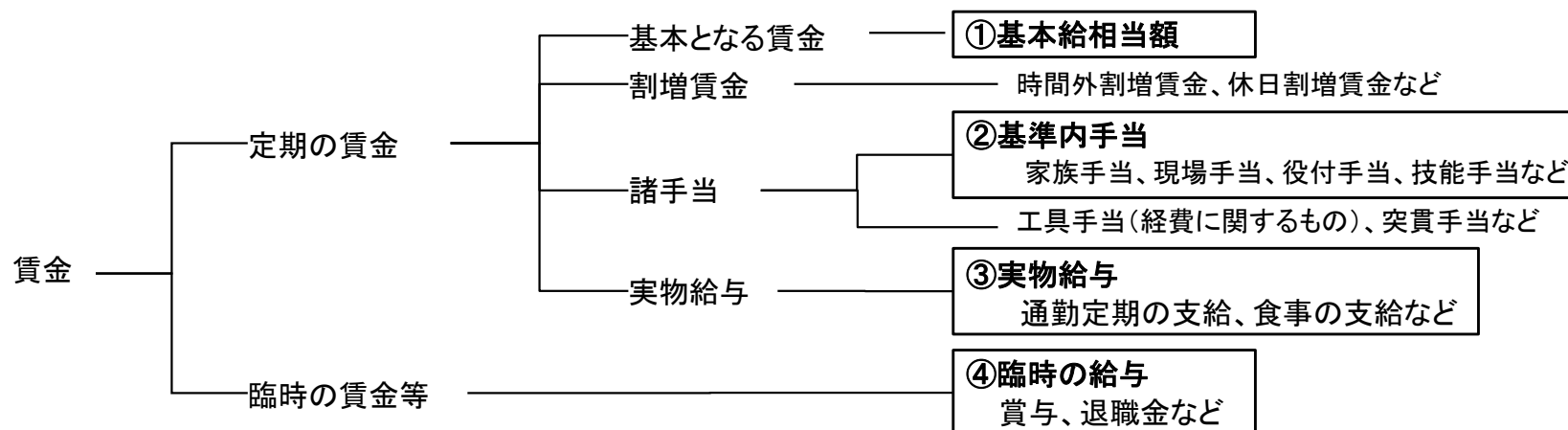
- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

予定価格の積算体系※



公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



公共事業労務費調査の概要

公共事業労務費調査(書面調査の場合)の概要

- 国交省及び農水省(二省)の公共工事設計労務単価設定の基礎資料を得るための調査(昭和45年より実施)。
- 全国における二省等の公共工事から、10月に施工中の、1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、調査対象工事(約10,000工事)を無作為抽出(技能労働者数:約11万人)。
- 調査対象工事に従事する技能労働者の賃金について、積算で用いる51の職種区分に分類し、都道府県別に把握。(企業の規模や下請次数の制限はなく、対象職種に該当する全ての技能労働者が対象)
- 調査対象企業は、対象工事に従事した全ての技能労働者について、調査票に賃金等の必要事項を記入し、調査票と確認資料のコピーを送付 (9月~10月)。
- 調査員が賃金や労働時間等の記載内容につき、賃金台帳や工事日報等の各種書類と照合し、疑義や修正事項がある場合は、電話で聞き取りを行い、厳密に賃金の実態を把握。

オンライン調査



- ①調査対象企業が
必要資料をクラウド上にアップロード。
- ②調査員がクラウド上で審査を実施。

書面調査



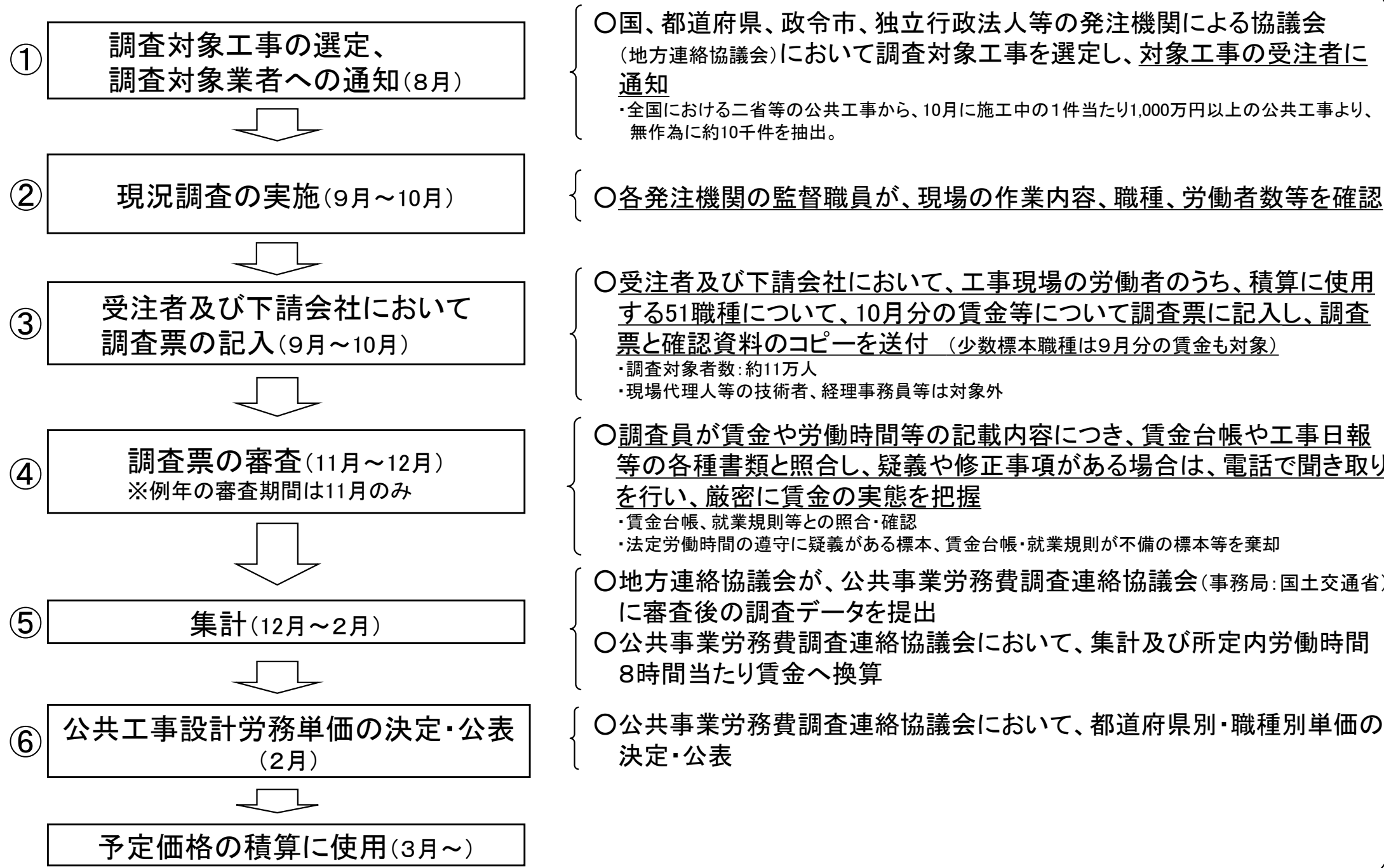
- ①調査対象企業が
調査会場に必要資料を郵送。
- ②調査員が郵送資料の審査を実施。

対面調査



- ①調査対象企業が
必要資料を持参の上、調査会場に直接来場。
- ②調査員が面接形式で審査を実施。

参考）公共事業労務費調査（10月調査）、公共工事設計労務単価の決定の流れ



令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比； + 6. 0 %

主 要 1 2 職 種 ※ (23,237円) 令和6年3月比； + 5. 6 %

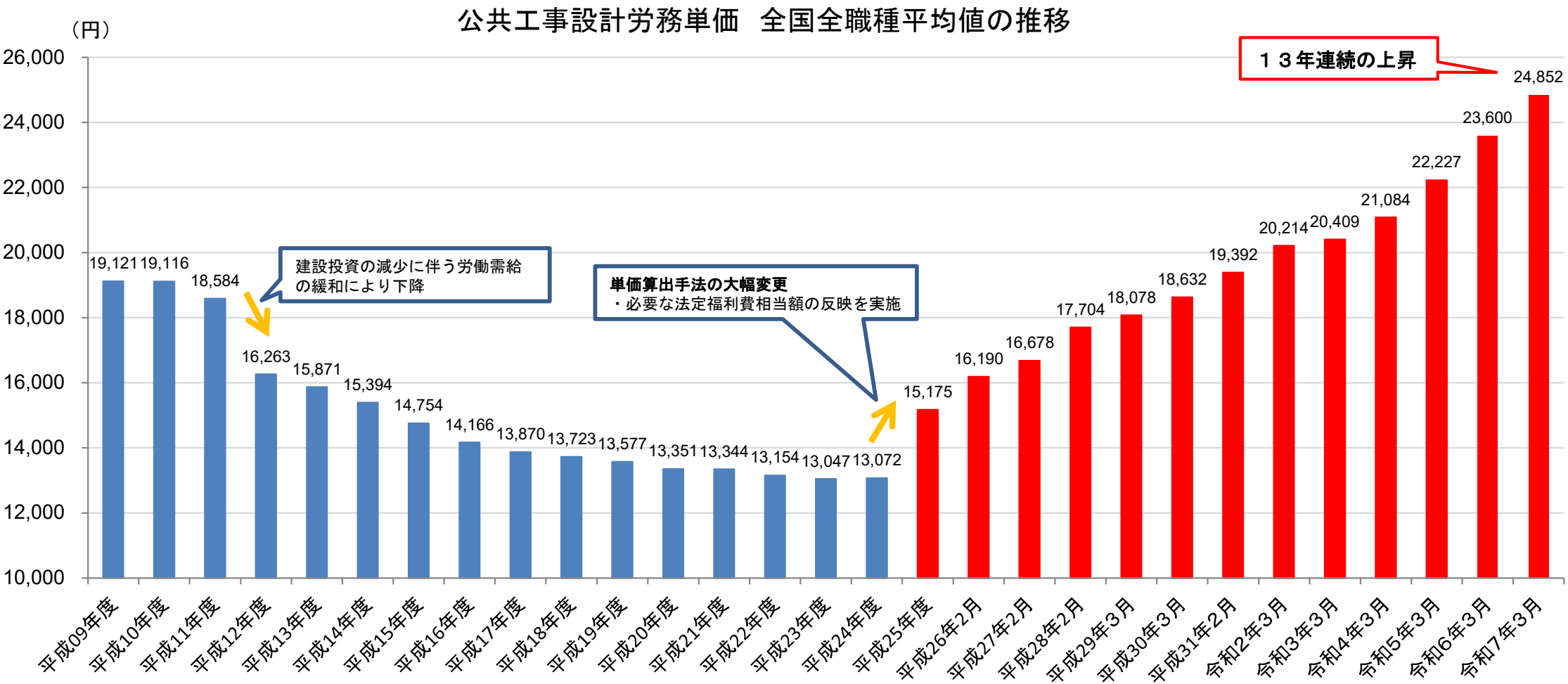
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特 殊 作 業 員	27,035円	+ 5. 6 %	運 転 手 （ 一 般 ）	24,605円	+ 5. 4 %
普 通 作 業 員	22,938円	+ 5. 3 %	型 わ く 工	30,214円	+ 5. 1 %
軽 作 業 員	18,137円	+ 6. 8 %	大 工	29,019円	+ 6. 3 %
と び 工	29,748円	+ 4. 8 %	左 官	29,351円	+ 6. 8 %
鉄 筋 工	30,071円	+ 5. 9 %	交通誘導警備員 A	17,931円	+ 5. 7 %
運 転 手 （ 特 殊 ）	28,092円	+ 5. 0 %	交通誘導警備員 B	15,752円	+ 5. 7 %

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9% → +6.0%													+85.8%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2% → +5.6%													+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

無効標本を有効標本へ【公共事業労務費調査】

公共事業労務費調査連絡協議会

「無効標本」を減らすために、ご協力をお願いします。

労務費調査にご協力いただきありがとうございます。協力いただいたデータは、内容を確認のうえ、信頼性が担保されるものを「有効標本」として集計し、翌年度の公共工事設計労務単価に反映させています。

しかし、確認資料に不備がある場合などは、せっかくご協力いただいたデータも「無効標本」となり、集計に使用することができません。有効なデータを確保するためには、「無効標本」を減らすことが非常に重要です。

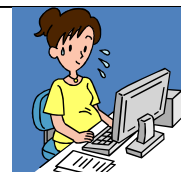
標本数の確保のためだけでなく、皆様のご協力を有効に活かすためにも、「無効標本」を減らすことにご理解とご協力をお願い申し上げます。

こんな理由で棄却されてしまいます!!（主な例）

就業規則に定める所定労働時間が法定の週 40 時間以内であることの確認ができない

調査票への記入事項の根拠となる資料がない

例) 作業日報、出勤簿等（過去 1 年分）等



棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週 40 時間以内になるようにしてください。

※おおむね 10 年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や労働条件通知書を作成し、労働基準監督署へ届出てください。
現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時 10 人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。

■令和6年10月調査データ集

表－1 主な棄却理由別標本構成比率（都道府県別）

主な棄却理由

A:調査票への記入事項の根拠となる諸資料の提示がない。

B:賃金台帳等に賃金の受領を証する押印(又は本人のサイン)がない。

C:就業規則等で定めている所定労働時間が、法定労働時間(週40時間)以内であることの確認ができない。

地方	都道府県名	棄却理由 A	棄却理由 B	棄却理由 C	その他	有効標本
北海道	1 北海道	6.6%	0.0%	6.1%	2.0%	85.2%
東北	2 青森県	1.2%	0.0%	3.7%	0.5%	94.6%
	3 岩手県	0.2%	0.0%	3.3%	0.7%	95.9%
	4 宮城県	0.4%	0.0%	1.2%	0.9%	97.5%
	5 秋田県	0.4%	0.0%	1.9%	0.6%	97.1%
	6 山形県	0.1%	0.0%	3.1%	0.8%	95.9%
	7 福島県	0.6%	0.0%	9.0%	2.8%	87.5%
	小計	0.5%	0.0%	3.5%	1.0%	95.0%
関東	8 茨城県	7.3%	0.0%	9.7%	1.5%	81.6%
	9 栃木県	2.1%	0.7%	18.6%	1.6%	77.0%
	10 群馬県	2.0%	0.0%	7.6%	0.3%	90.0%
	11 埼玉県	11.7%	0.0%	11.7%	2.1%	74.5%
	12 千葉県	12.3%	0.0%	13.9%	1.4%	72.4%
	13 東京都	7.1%	0.0%	20.0%	2.0%	70.9%
	14 神奈川県	10.2%	0.0%	14.9%	2.2%	72.7%
	19 山梨県	0.7%	0.0%	19.0%	0.7%	79.6%
	20 長野県	2.7%	0.0%	4.6%	0.5%	92.3%
	小計	7.4%	0.0%	14.3%	1.6%	76.6%
北陸	15 新潟県	3.6%	0.0%	2.0%	1.0%	93.4%
	16 富山県	6.6%	0.0%	4.1%	0.6%	88.7%
	17 石川県	5.1%	0.0%	6.4%	1.1%	87.3%
	小計	4.5%	0.0%	3.0%	1.0%	91.5%
中部	21 岐阜県	10.2%	0.0%	9.0%	0.9%	80.0%
	22 静岡県	9.4%	0.0%	9.9%	1.7%	79.0%
	23 愛知県	7.6%	0.0%	10.8%	2.3%	79.3%
	24 三重県	5.5%	0.0%	15.4%	1.7%	77.4%
	小計	8.1%	0.0%	11.2%	1.7%	79.0%
近畿	18 福井県	7.2%	0.0%	6.2%	0.8%	85.8%
	25 滋賀県	11.7%	0.0%	18.6%	1.6%	68.1%
	26 京都府	14.1%	0.0%	12.0%	3.2%	70.7%
	27 大阪府	8.5%	0.0%	13.2%	3.6%	74.7%
	28 兵庫県	12.3%	0.0%	14.1%	2.6%	71.0%
	29 奈良県	13.9%	0.0%	14.3%	1.5%	70.3%
	30 和歌山県	7.7%	0.0%	10.3%	1.3%	80.8%
	小計	10.8%	0.0%	13.0%	2.4%	73.8%
中国	31 鳥取県	2.6%	0.0%	4.2%	0.9%	92.3%
	32 島根県	2.4%	0.0%	3.1%	0.9%	93.7%
	33 岡山県	4.6%	0.0%	8.9%	1.1%	85.4%
	34 広島県	5.3%	0.0%	4.8%	1.6%	88.3%
	35 山口県	4.3%	0.0%	10.6%	0.2%	85.0%
	小計	4.0%	0.0%	5.8%	1.1%	89.1%
四国	36 徳島県	9.6%	0.0%	10.1%	4.1%	76.2%
	37 香川県	4.5%	0.0%	6.5%	0.7%	88.4%
	38 愛媛県	6.6%	0.0%	7.9%	1.9%	83.6%
	39 高知県	4.5%	0.0%	1.5%	1.0%	93.0%
	小計	6.2%	0.0%	5.8%	1.9%	86.1%
九州	40 福岡県	11.9%	0.0%	11.1%	1.8%	75.2%
	41 佐賀県	1.9%	0.0%	5.8%	2.2%	90.2%
	42 長崎県	6.2%	0.0%	17.6%	0.7%	75.5%
	43 熊本県	3.4%	0.0%	9.1%	0.9%	86.6%
	44 大分県	10.6%	0.0%	10.6%	0.6%	78.2%
	45 宮崎県	1.9%	0.0%	16.5%	0.8%	80.9%
	46 鹿児島県	4.6%	0.0%	13.1%	3.9%	78.5%
	小計	6.3%	0.0%	12.5%	1.5%	79.7%
沖縄	47 沖縄県	6.5%	0.0%	9.7%	6.5%	77.3%
全国計		6.4%	0.0%	9.5%	1.7%	82.3%

表－2 主な棄却理由別標本数（経年変化－過去5年分）

		標本数(人)：上段、構成比率(%)：下段				
		R02.10	R03.10	R04.10	R05.10	R06.10
調査対象標本		117,031	113,242	107,012	98,131	104,124
		100%	100%	100%	100%	100%
棄却理由	棄却理由A	8,443	7,717	7,217	6,834	6,706
		7.2%	6.8%	6.7%	7.0%	6.4%
	棄却理由B	0	0	0	0	7
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	棄却理由C	18,759	15,491	13,408	11,508	9,929
		16.0%	13.7%	12.5%	11.7%	9.5%
	その他の棄却理由	4,601	2,040	1,778	1,548	1,821
		3.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.7%
有効標本		85,228	87,994	84,609	78,241	85,661
		72.8%	77.7%	79.1%	79.7%	82.3%